

1 神奈川県における介護福祉士等修学資金貸付制度の概要

(1) 貸付対象

- ・ 介護福祉士養成校
- ・ 社会福祉士養成校

上記のいずれかに入学した方、又は通信課程を履修している方で、卒業後に神奈川県内の施設等で、所定の介護職や相談援助職に従事する意思のある方。

(対象となる施設は、神奈川県ホームページ「神奈川県内の社会福祉士・介護福祉士養成施設情報」を参照してください。)

(2) 貸付額と貸付期間

【貸付額】※貸付利子は無利子とします。

- ① 月額3万円
- ② 月額5万円

※介護福祉士枠は、本人の希望により①か②のいずれか1回限り選択できます。
社会福祉士枠は、①月額3万円のみとなります。

- ③ ①、②とは別に、入学準備金20万円(初回に限る)、就職準備金20万円(最終回に限る)

※ただし、社会福祉士短期養成校に在学する場合は、入学準備金又は就職準備金のいずれかに限ります。

【貸付期間】

養成校や通信課程の正規の修学期間に限ります(休学又は停学の期間は貸付しません)。

(3) 返還期間

貸付期間の3倍の期間以内に返還してください。

(4) 返還免除

次の条件をすべて満たした場合、修学資金の返還債務は全額免除されます。

- ① 養成校の卒業の日から1年(国家試験に不合格となった場合等には2年)以内に、介護福祉士等の資格登録を行う。
- ② 県内の社会福祉施設等で所定の介護職・相談援助職の業務に従事し、以後5年間当該業務に従事する。

(注) 離職後2年以内に養成校等に入学された方で、入学の日において45歳以上の場合は3年間当該業務に従事。

(5) 申請受付

各養成校を通じて申請を受け付けます(養成校の推薦状を必要とします)。